

- 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領（平成 28 年 4 月 20 日付け 28 農振第 131 号農林水産省農村振興局長通知、28 水港第 257 号水産庁長官通知、国水下事第 4 号国土交通省水管理・国土保全局長通知、環境対発第 1604203 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第 1 通 則</p> <p>地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく交付金のうち、法第 5 条第 4 項第 1 号ロ(2)に規定する事業に係る<u>デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱（令和 5 年 1 月 25 日付け府地創第 414 号、府地事第 878 号内閣府事務次官通知、4 農振第 2457 号農林水産事務次官通知、国総政第 31 号国土交通事務次官通知、環境適発第 2301251 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 2 2) ②</u>に定める地方創生汚水処理施設整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、<u>地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号）</u>、<u>地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）</u>、<u>制度要綱</u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 20 日付け、28 農振第 130 号・国水下事第 3 号・環境対発第 1604202 号。以下「要綱」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第 2 交付金の交付先等</p> <p>法第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体である市町村又は一部事務組合が、<u>法第 5 条第 15 項</u>の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき、要綱別表第 1 に区分された公共下水道、集落排水施設及び浄化槽の整備を行う場合、当該市町村又は一部事務組合に対して交付金を交付する。</p> <p>第 3～第 8 （略）</p>	<p>第 1 通 則</p> <p>地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく交付金のうち、法第 5 条第 4 項第 1 号ロ(2)に規定する事業に係る<u>地方創生推進交付金制度要綱（平成 28 年 4 月 20 日付け、府地事第 16 号内閣府事務次官通知、28 農振第 45 号農林水産事務次官通知、国総政第 1 号国土交通事務次官通知、環境対発第 1604201 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 2 2)</u>に定める地方創生汚水処理施設整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、<u>地域再生法施行例（平成 17 年政令第 151 号。以下「令」という。）</u>、<u>地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）</u>、<u>制度要綱</u>、<u>並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）</u>、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 20 日付け、28 農振第 130 号・国水下事第 3 号・環境対発第 1604202 号。以下「要綱」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。</p> <p>第 2 交付金の交付先等</p> <p>法第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体である市町村又は一部事務組合が、<u>法第 5 条第 16 項</u>の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき、要綱別表第 1 に区分された公共下水道、集落排水施設及び浄化槽の整備を行う場合、当該市町村又は一部事務組合に対して交付金を交付する。</p> <p>第 3～第 8 （略）</p>

改 正 後	現 行
様式 1 - 1 ~様式 9 (略)	様式 1 - 1 ~様式 9 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和 4 年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領

平成28年4月20日
28農振第131号
28水港第257号
国水下事第4号
環廃対発第1604203号

最終改正 令和5年3月30日
4農振第3002号
4水港第2476号
国水下事第34号
環循適発第2303231号

農林水産省農村振興局長
水産庁長官
国土交通省水管理・国土保全局長
環境省環境再生・資源循環局長

第1 通則

地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ(2)に規定する事業に係るデジタル田園都市国家構想交付金制度要綱(令和5年1月25日付け府地創第414号、府地事第878号内閣府事務次官通知、4農振第2457号農林水産事務次官通知、国総政第31号国土交通事務次官通知、環循適発第2301251号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6-2-2)②に定める地方創生汚水処理施設整備推進交付金(以下「交付金」という。)の交付に関しては、法、地域再生法施行令(平成17年政令第151号)、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け、28農振第130号・国水下事第3号・環廃対発第1604202号。以下「要綱」という。)その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付先等

法第8条第1項に規定する認定地方公共団体である市町村又は一部事務組合が、法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画(以下「認定地域再生計画」という。)に基づき、要綱別表第1に区分された公共下水道、集落排水施設及び浄化槽の整備を行う場合、当該市町村又は一部事務組合に対して交付金を交付する。

第3 交付申請

1 認定地方公共団体である市町村又は一部事務組合は、要綱第3の交付の事務の区分に従って、地方農政局、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局、環境省、水産庁(以下「地方支分部局

等」という。)の長宛交付申請を様式1-1の「交付金交付申請書」に必要な書類を添えて都道府県知事(公共下水道の整備に係る交付金の交付を受けようとする地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては地方整備局長又は北海道開発局長)へ提出する。

2 都道府県知事は、交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請書の目的、内容及び当該申請書に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、様式2の「交付金申請報告書」を地方支分部局等の長に提出するものとする。

3 都道府県知事は、要綱第7の指導監督費を交付申請する場合、交付の事務を所管する大臣(地方支分部局等の長)宛の交付申請を行い、様式1-4に必要な書類を添えて地方支分部局等の長へ提出するものとする。

第4 変更交付申請

要綱第9の変更交付申請書の様式は、様式3-1及び審査の報告書は様式4のとおりとし、完了予定期日の変更を行う場合の添付する様式は、様式5のとおりとする。第3の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第5 申請の取下げ

要綱第10の申請取下書の様式は、様式6のとおりとする。第3の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第6 遂行状況報告

要綱第11の遂行状況報告書の様式は、様式7のとおりとする。第3の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第7 実績報告

要綱第12に定める実績報告の様式は、様式8-1のとおりとする。第3の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第8 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、交付金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、交付金交付決定を受けるまでの期間内に生じるあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、その理由を具体的に付して、様式9による地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届を地方支分部局等の長に提出するものとする。第3の規定は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届を提出する場合について準用する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月20日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、汚水処理施設整備交付金交付要領(平成17年4月22日付け17農振第168号、17水港第670号、国都下事第19号、環廃対第050422004号。以下「旧要領」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前の予算に係る旧要領に基づく事業については、なお従前の例による。

3 地域再生法の一部を改正する法律(平成28年法律第30号)による改正前の法第13条第2項第2号

に基づく汚水処理施設整備交付金(2のただし書に規定するものを除く。)については、第1に規定する交付金として本要領に基づき交付するものとする。

附 則(令和3年3月29日付け)

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際、現に認定地域再生計画に基づき行われている継続事業で、令和4年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

様式1-1

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の交付金の交付を受けたいので、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

注) 別紙については、様式1-2, 1-3によること。

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請額表

事業主体名 〇〇市

(単位:千円)

〇〇認定地域再生計画

番号	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の名称		箇所名	交付金額	摘要
	事業名				
記載例 1	地方創生基盤整備事業 推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	〇〇公共下水道△△地区	100,000	〇〇認定地域再生計画
2		地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業(漁業)集落排水施設)	□□地区	100,000	
3		地方創生汚水処理施設整備推進交付金(浄化槽)	—	100,000	
	合計			300,000	

注) 該当しない項目については一書きとする。

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業(変更)箇所別表

(単位:千円)

〇〇認定地域再生計画

番号	
----	--

交付金事業の名称/目的及び内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費(C)	
箇所名		控除額(D)	
事業認可告示(計画承認)年月日		交付基本額 (E)=(C)-(D)	
事業施行期間			
地域再生計画認定年月日		交付金額(F)	
交付期間			
工事施行延長又は面積		参考(F/E)	
用地面積及び物件戸数等			
浄化槽設置基数及び処理人口			
事業完了予定期日			
経費の配分			
本工事費 附帯工事費 用地費及び補償費 機械器具費 営繕費 工事雑費		事務費限度額(J)	
		摘 要	
		単年度交付額(①×②-③)	円
	工事費計(A)	①交付限度額	円
		②年度末における進捗率の見込み	%
		③前年度末までに交付を受けた額	円
調査費(B)			
事業費 (C)=(A)+(B)			

- 注) 1 施設ごとに作成し、該当しない項目については一書きとする。
- 2 経費の配分の欄は、必要に応じて項目の変更ができる。
- 3 変更の場合の記載方法は、二段書きとするが、変更前を上段()書きとすること。計上したものを全部止めるときは、上段に()書きとし、新規の場合は上段に(-)書きとする。
- 4 公共下水道は、必要に応じ工事設計書、図面等を添えて提出すること。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申請者 氏 名

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の指導監督に係る交付申請書

〇〇年度において地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る指導監督費を下記のとおり地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第8の規定に基づき交付を申請する。

記

事業種別		箇所名	市町村数又は 事業主体	事業費	指導監督費 の交付金額	備考 (算出根拠等)
項	目					
(記載例)				円	円	
地方創生基盤整備事業推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	—	〇〇件	1,000,000	25,000	
	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業(漁業)集落排水施設)	□□地区	□□市	1,000,000	25,000	事業費の〇〇%の1/2
	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(浄化槽)	—	△△件	—	25,000	積上げ額の1/2

- 注) 1 指導監督に係る交付申請書の様式は、様式1-4によるものとし、公共下水道及び浄化槽は様式1-5による用途内訳表を添付すること。
- 2 都道府県知事は、交付事務を所管する大臣及び地方支分部局等の長あて交付申請することとし、当該都道府県の区域を管轄する地方支分部局等の長に提出すること。(公共下水道及び浄化槽は、大臣あて、農業(漁業)集落排水施設は、地方支分部局等の長あて)
- 3 公共下水道については、地方整備局長が審査を行ったうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは、様式1-6の補助金交付申請進達書に都道府県知事よりの交付金交付申請書を添え、交付の事務を所管する大臣に提出すること。
- 4 該当しない項目については一書きとする。

指導監督費使途内訳表

区 分	細 目	金 額	百 分 比	使 途 内 訳
(記載例) 人件費		円 5,000,000	% 50.0	
	給 料	2,400,000	24.0	@ 100,000 円× 12 ヶ月× 2 人=2,400,000 円
旅 費	旅 費	3,000,000	30.0	上京 30,000 円× 7 回× 6 人 1 普通旅費 旅費 =1,260,000 円 2 日額旅費
庁 費	委 託 料	2,000,000	20.0	委託費 2,000,000 円
計		10,000,000	100	

注)1 使途内訳は、各費目の内容を基にしてその内訳を詳細に記載すること。

2 公共下水道に係る指導監督事務費の区分及び内容は「水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る交付金等交付申請について(災害復旧事業に係るものを除く。)」(平成24年3月15日付国水総第481号)別表第2の指導監督事務費の例に準ずること。

3 浄化槽に係る指導監督事務費の対象経費は、次のとおりとする。

浄化槽整備にかかる指導監督のために必要な旅費(本省連絡旅費、市町村指導監督旅費及び施設調査旅費)、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費(原則として取得価格一品目15万円未満のものに限る。)

(ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。)

番 号
年 月 日

所管大臣 殿

地方支分部局等の長

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金の指導監督に係る交付申請進達書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る指導監督費について、別紙のとおり交付の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく進達します。

〇〇県
△△県
□□県

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

都道府県知事

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付申請報告書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の交付金の交付について、次のとおり申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

番号	交付金 事業者	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の名称			交付金額 (千円)	市町村の 申請番号 年 月 日	事業認可 (計画承認) 年 月 日 施行期間	摘要
		事業名		箇所名				
1	(記載例) 〇市長	地方創生基盤整備事業推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	〇〇公共下水道 △△地区	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇〇日 〇月〇日~〇月〇日	〇〇認定地域再生計画
2	□町長		地方創生汚水処理施設整備推進交付金(農業(漁業)集落排水施設)	□□地区	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇〇日 〇月〇日~〇月〇日	
3	△村長		地方創生汚水処理施設整備推進交付金(浄化槽)	—	100,000	〇〇年〇月〇〇日 第〇〇〇号	—	

注) 該当しない項目は—書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更申請書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業についての交付決定の内容等を、次のとおり変更したいので申請します。

番号	事業名 (目細)	箇所名	当初交付 決定年月 日番号	最終交付 決定変更 年月日	今回変更 事項	変更申請の主たる理由
1	(記載例) 地方創生汚水処理 施設整備推進交付 金	〇〇公共下水道△ △地区	17.5.1 第 号	17.10.1	額	17.11.20 内示変更 (本工事費増額)
2						
3						

注)1 交付決定額の変更については、様式3-2、1-3によること。

2 「今回変更事項」欄は、変更事項を交付決定額、経費の配分又は内容、完了予定期日の変更を、それぞれ、「額」、「配分」、「内容」、「期日」と記載すること。

3 「変更申請の主な理由」は、地区ごとに簡潔に記載すること。

4 該当しない項目は一書きとする。

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更額表

事業主体名 〇〇市
(単位:千円)

番号	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る 事業の名称		既交付 決定額	変更 増△減額	改交付 決定額	摘要	
	事業名	箇所名					
1	(記載例) 地方創生基盤整備事 業推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付 金(公共下水道)	〇〇公共下水道△△地区	100,000	△ 5,000	95,000	
2							
3							
	合 計						

注) 1 本表は、交付決定額を変更するもののみについて作成すること。

2 該当しない項目は一書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

都道府県知事

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定変更申請報告書

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業について、次のとおり交付決定内容等の変更申請があり、内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく報告します。

番号	交付金 事業者	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の名称		交付金額 (千円)	変更増△ 減額又は 内容変更	改交付 決定額 (千円)	当初交付 決定年月 日番号	摘 要
		事業名	箇所名					
1	(記載例) 〇市長	地方創生基盤整備事業推進費	地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)	10,000	△ 1,000	9,000	〇〇年〇月〇日	〇〇認定地域再生計画
2								
3								

注)1 額の変更を伴わない経費の配分及び内容の変更の場合は、「変更増△減額又は内容変更」欄に「配分、内容」と記入すること。

2 該当しない項目は－書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申請者

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の完了予定期日変更報告書

番 号	事業の名称		交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更の 理由と なった 事項	摘要
	事業名	箇所名	番 号 年月日	交付金額 (千円)	変更前	変更後	種 別	繰越額		
1	(記載例) 地方創生 基盤整備 事業推進 費	地方創生 汚水処理 施設整備 推進交付 金(公共 下水道)	〇〇公共下水道 △△地区	17.5.1 第 号	10,000	18.2.1	18.3.1	明許 ・ 事故		〇〇認定 地域再生 計画
2										
3										

- 注) 1 完了予定期日の変更を報告しようとする交付金事業者は「交付金事業の完了予定期日変更報告書」を第3の申請の手続きに準じて地方支分部局長等に提出すること。この場合、所管する都道府県知事の審査を経ること。
- 2 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が交付金事業に要する経費の配分又は交付金事業の内容の変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。
- 3 該当しない項目は一書きとする。

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者 氏 名

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定申請取下書

〇年〇月〇日付け 第〇〇〇号をもって交付金の交付決定を受けた〇〇年度地方創生基盤整備事業推進費(〇〇(〇〇))について、下記のとおり、当該交付決定の全部の申請を取り下げます。

記

1. 交付金事業等の名称

事業名 (項) 地方創生基盤整備事業推進費
(目の細分) 地方創生汚水処理施設整備推進交付金(公共下水道)

箇所名 〇〇認定地域再生計画〇〇市公共下水道△△地区

2. 交付金交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇円

3. 交付金交付決定申請取下理由
(具体的かつ詳細に記載すること。)

様式7

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金遂行状況報告

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があつた地方創生汚水処理施設整備推進交付金について、月 日現在の遂行状況を地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱第11の規定により下記のとおり報告する。

記

(単位：千円)

地域再生 計画の名称	箇所名	区分	単年度計画		交付金		出来高予定			摘要
			事業費	交付金	収入済額	支出済額	事業費	交付額	調整額	
(記載例) 〇〇計画	公共下水道 〇〇地区	工事費	1,000	500	300	300	800	500	0	
		事務費	10	5	3	3	10	5	0	
		計	1,010	505	303	303	810	505	0	
	農業集落排水 施設 〇〇地区	工事費	600	300	200	200	700	300	100	
		事務費	0	0	0	0	0	0	0	
		計	600	300	200	200	700	300	100	
	漁業集落排水 施設 〇〇地区	工事費								
		事務費								
		計	0	0	0	0	0	0	0	
	浄化槽 〇〇地区	工事費	400	200	50	0	200	100	△ 100	
		事務費	0	0	0	0	0	0	0	
		計	400	200	50	0	200	100	△ 100	
	計	工事費	2,000	1,000	550	500	1,700	900	0	
		事務費	10	5	3	3	10	0	0	
		計	2,010	1,005	553	503	1,710	905	0	

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定の通知にあった地方創生汚水処理施設整備推進交付金の実施について、その実績を下記のとおり報告する。

記

- 1 実績総括表 (様式8-2のとおり)
- 2 収支精算総括表(様式8-3のとおり)
- 3 精算総括表 (様式8-4のとおり)
- 4 添付資料 (様式8-5~8-7のとおり)
- 5 指導監督費精算調書(様式8-8のとおり)

注)1 添付資料は、必要に応じて添付する。

2 国土交通省水管理・国土保全局所管事業については、上記のほか「水管理・国土保全局所管国庫補助事業(災害復旧事業を除く。)の実績報告について」(平成24年3月15日付国水総第482号)により報告するものとする。

様式 8 - 2

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金実績総括表

(単位：円)

地域再生計画の名称	箇所名	交付庁	全体計画 (5ヵ年)			前年度までの 執行実績				当該年度				累 計				翌年度以降			事業期間	備 考									
			総事業費 a	交付 限度額 b	国の負担割合 c=b/a	事業費 d	交付金 e=e1+e2	決定額 e1	充当額 e2	事業費 f	交付金 g=g1+g2	決定額 g1	充当額 g2	国费率 g/f	事業費 h=d+f	交付金 i=e+g	決定額 i1=e1+g 1	充当額 i2=e2+g 2	国费率 i/h	事業 進捗率 h/a			事業費 j=a-h	交付金 k=b-i	国费率 k/j						
〇〇計画	公共下水道 〇〇地区	国土交通省 (水管理・国土保全局)	400,000	200,000	50.0%	150,000	75,000	75,000	0	200,000	100,000	100,000	0	50.0%	350,000	175,000	175,000	0	50.0%	88.8%	50,000	25,000	50%	R〇～〇年度							
		農林水産省 (農村振興局)				0	0	0	0	5,000	5,000	0	5,000	100.0%	5,000	5,000	0	5,000	100.0%		△ 5,000	△ 5,000	100%								
		農林水産省 (水産庁)																													
		環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)																													
	計	150,000	75,000	75,000	0	205,000	105,000	100,000	5,000	51.2%	355,000	180,000	175,000	5,000	50.7%						45,000	20,000	44%								
	農業集落排水施設 〇〇地区	国土交通省 (水管理・国土保全局)	300,000	150,000	50.0%	0	0	0	0	△ 5,000	△ 5,000	0	△ 5,000	100.0%	△ 5,000	△ 5,000	0	△ 5,000	100.0%	65.0%	5,000	5,000	100%	R〇～〇年度							
		農林水産省 (農村振興局)				50,000	25,000	25,000	0	150,000	75,000	75,000	0	50.0%	200,000	100,000	100,000	0	50.0%		100,000	50,000	50%								
		農林水産省 (水産庁)																													
		環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)																													
	計	50,000	25,000	25,000	0	145,000	70,000	75,000	△ 5,000	48.3%	195,000	95,000	100,000	△ 5,000	48.7%						105,000	55,000	52%								
	漁業集落排水施設 〇〇地区	国土交通省 (水管理・国土保全局)	50,000	25,000	50.0%															44.0%				R〇～〇年度							
		農林水産省 (農村振興局)																													
農林水産省 (水産庁)		12,000				6,000	6,000	0	10,000	5,000	5,000	0	50.0%	22,000	11,000	11,000	0	50.0%	28,000		14,000	50%									
環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)																															
計	12,000	6,000	6,000	0	10,000	5,000	5,000	0	50.0%	22,000	11,000	11,000	0	50.0%						28,000	14,000	50%									
浄化槽	国土交通省 (水管理・国土保全局)	90,000	30,000	33.3%															66.7%				R〇～〇年度								
	農林水産省 (農村振興局)																														
	農林水産省 (水産庁)				30,000	10,000	10,000	0	30,000	10,000	10,000	0	33.3%	60,000	20,000	20,000	0	33.3%		30,000	10,000	33%									
	環境省 (廃棄物・リサイクル対策部)																														
計	30,000	10,000	10,000	0	30,000	10,000	10,000	0	33.3%	60,000	20,000	20,000	0	33.3%						30,000	10,000	33%									

注) 1. 「事業費」及び「交付金」の欄には、工事費及び事務費について記入することとし、指導監督費を含まない。
 2. 当該年度及び累計の「国费率」の欄が100%を超えないこと。
 3. 事業期間の最終年度にあっては、施設ごとの累計の欄の「国费率 (i/h)」と全体計画の欄の「国の負担割合」の欄が一致していること。

〇〇年度地方創生污水令和処理施設整備推進交付金収支精算書総括表

番号	事業名	箇所名	事業費	交付金 決定額	国費率	都道府 県費	市町村費	その他	備考
	(記載例)		円	円	%	円	円	円	
1	地方創生基盤整備事業推進 費 地方創生污水処理施設整備 推進交付金(公共下水道)	〇〇公共下水 道△△地区	(200,000)	(100,000)	(50.0)	(40,000)	(40,000)	(20,000)	
			200,000	100,000	50.0	40,000	40,000	20,000	
2	地方創生基盤整備事業推進 費 地方創生污水処理施設整備 推進交付金(農業集落排水 施設)	農業集落排水 (〇〇地区)	(150,000)	(75,000)	(50.0)	(30,000)	(30,000)	(15,000)	
			145,000	70,000	48.3	30,000	30,000	15,000	
		〇〇公共下水 道△△地区	5,000	5,000	100.0	0	0	0	
			計	(150,000)	(75,000)	(50.0)	(30,000)	(30,000)	(15,000)
			150,000	75,000	50.0	30,000	30,000	15,000	
3	地方創生基盤整備事業推進 費 地方創生污水処理施設整備 推進交付金(漁業集落排水 施設)	漁業集落排水 (〇〇地区)	(10,000)	(5,000)	(50.0)	(0)	(2,500)	(2,500)	
			10,000	5,000	50.0	0	2,500	2,500	
4	地方創生基盤整備事業推進 費 地方創生污水処理施設整備 推進交付金(浄化槽)	浄化槽(〇〇)	(30,000)	(10,000)	(33.3)	(10,000)	(10,000)	(0)	
			30,000	10,000	33.3	10,000	10,000	0	

- 注) 1 本表は事業名(予算科目)ごとに精算を行ない、箇所別の精算内訳を明らかにすること。
 2 予算額(交付決定額)を上段()書き、精算額を下段に記入すること。
 3 他の施設へ充当等を行った場合は充当先の箇所名と金額を記入すること。

〇〇年度地方創生汚水処理施設整備推進交付金精算総括表

番号	事業名	箇所名	交付金 決定額	精算 事業費	精算交 付金額	交付金 精算 比率	既受 領額	翌年度 以降 調整額	翌年度 繰越額	差引交付 金未受領 (返還)額	備考
			a	b	c	d=c/a	e	f	g	h	
			円	円	円	%	円	円	円	円	
1	(記載例) 地方創生基盤整備事業推進費 地方創生汚水処理施設整備 推進交付金(公共下水道)	〇〇公共下 水道△△地 区	100,000	200,000	100,000	100.0	100,000	0	0	0	
2	地方創生基盤整備事業推進費 地方創生汚水処理施設整備 推進交付金(農業集落排水 施設)	農業集落排 水(〇〇地 区)	75,000	145,000	70,000	93.3	70,000	5,000	0	0	
		〇〇公共下 水道△△地 区	0	5,000	5,000	—	5,000	0	0	0	
		計	75,000	150,000	75,000	100.0	75,000	5,000	0	0	
3	地方創生基盤整備事業推進費 地方創生汚水処理施設整備 推進交付金(漁業集落排水 施設)	漁業集落排 水(〇〇地 区)	5,000	8,000	4,000	80.0	4,000	0	1,000	0	
4	地方創生基盤整備事業推進費 地方創生汚水処理施設整備 推進交付金(浄化槽)	浄化槽(〇 〇)	10,000	30,000	10,000	100.0	10,000	0	0	0	

注) 1 所管大臣が異なる対象施設において50% < d < 200%とする。

2 翌年度以降調整額欄(f)には、要綱6の3により翌年度以降に調整することとした額を記載することとし、調整の内容を備考欄に記載するものとする。

(計算例) h = a(c) - e - f - g

3 交付金を他の施設に充当した場合は、充当先の箇所名と金額を記入すること。

経費配分調書

(単位: %, 千円)

事業名		箇所名			事業主体			施行年度		年度～ 年度							備考
費目	工種	総量			前年度まで			本年度							翌年度以降		
		事業量	事業費	交付金	事業量	事業費	交付金配 分類	事業量	事業費	見込み進 捗率	交付金	都道府 県費	市町 村費	その他	事業量	事業費	
		A	X	Y	Aa	Xa	Ya	Ab	Xb	$(Xa+Xb)/X$	Yb				Ac	$Xc=X-Xa-Xb$	
	小計																
	事務費																
	計																

- 注) 1 費目欄には、工事費の純工事費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費、全体実施設計費、換地費、工事雑費並びに事務費等必要な事項を記載すること。
- 2 交付金を他の施設に充当した場合は、備考欄に充当元又は充当先を記入すること。
- 3 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は作成する。

精算書

区 分	交付対象 事業費	控 除 額	対象経費 実支出額	交 付 限 度 額	交 付 金 所 要 額	既 交 付 済 額	差 引 過 不 足 額
	a	b	$c=(a-b)/3$	d	e	f	$g=d-(e+f)$
浄化槽 変則浄化槽 事務費 調査費 計画策定調査費 計	円	円	円	円	円	円	円

- 注) 1 交付金所要額(e)は、対象経費実支出額(c)又は対象限度額(d)のうちいずれか少ない額とする。
- 2 該当しない項目については一書きとする。
- 3 浄化槽は作成する。

様式8-7

1. 地区別検査調書

箇所名	事業主体名	契約 年月日	契約 工期	工事完了 年月日	検査年月日 (確認年月日)	検査員氏名 (確認者氏名)	備考

注) 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は作成する。

2. 残材料調書

箇所名	名称	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は取 得年月日	備考

注) 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設は作成する。

3. 財産管理台帳

事業名	箇所名	事業 主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得 金額	検収又 は取得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備考	
									耐用 年数	処分制限 年月日	処分の 種別	処分の 年月日	交付金 返還額		
						円	円							円	

- 注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
 2 備考欄には、当該財産に充当された国費の率を記載すること。
 3 施設ごとに作成することとし、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は作成する。
 また、該当しない項目については一書きとする。

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金指導監督費精算調書

※表1 公共下水道及び浄化槽の場合

事業主体名: _____
(単位:円)

区 分	指導監督費			計	指導監督対象 市町村数	備 考
	〇〇費	〇〇費	〇〇費			
本庁支出額						
出 先 支 出 額	〇〇事務所 小 計					
合 計						
交付決定額						
増△減額						

※表2 農業(漁業)集落排水施設の場合

都道府県名: _____

事業名	地区名	事業費		算出 基準	指導監督費 (交付対象額)		指導監督費の交付金額			交付決定 番号 年月日	備考
		計画	実績		計画	実績	計画	実績	増△減		
		円	円	%	円	円	円	円	円		

様式9

〇〇年度 地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

所管大臣(地方支分部局等の長) 殿

氏 名

地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要領第8の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別紙

- 1 地域再生計画の名称
- 2 施設の種類(公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽)
- 3 事業実施箇所(市町村名、箇所名)
- 4 当該年度の事業内容、事業費、国費
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由